

生きるため、治すための

コープの 団体がん保険

更新型

コープの団体がん保険(更新型)は、
がん保険(1年契約用)の愛称です。

団体
契約で

15%割引!

3つの特長

- ① 組合員限定**の
プランです!
コープの組合員(および
そのご家族)のみご加入
いただけます。
- 三大治療のひとつである
抗がん剤治療に備える特
約をご用意しました。
- お電話だけで加入手続き
が完了します。

だんたいがんほけんで
あんしんのえがお~!!



ご加入に際しては、めんどろな書類も、医師の診査も一切不要です!



お電話一本で
お申込みいただけます。

こちらまで

コープの団体がん保険案内デスク



0120-381-122

電話受付 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆を除きます)

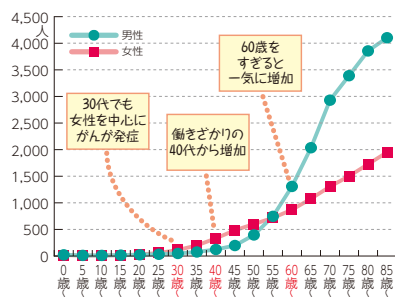
後日お電話にてご案内
させていただきます場合が
ございます。

お電話によるお申込み、およびこのパンフレットによるお申込みは2024年8月末までとなります。

生涯「がん」にかかる
確率は2人に1人。
働きざかりの40代
から増加します。

高齢になるほど急増するがんのリスク

がんの年齢別罹患率(人口10万対)

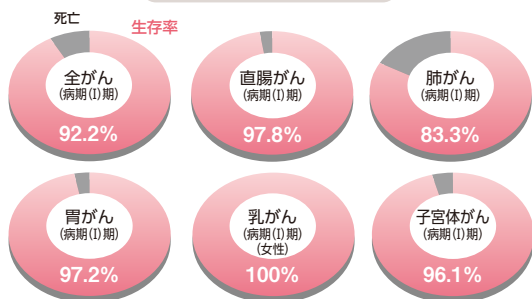


公益財団法人がん研究振興財団 「がんの統計'19」

しかし

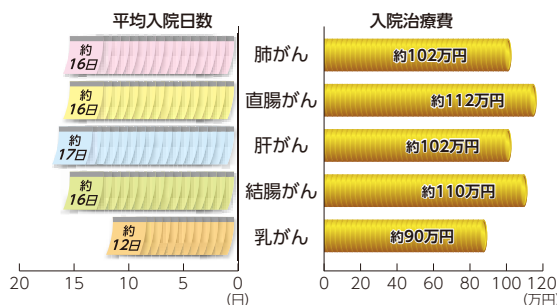
早期の治療で、がんは治る病気

早期がんの5年相対生存率



公益財団法人がん研究振興財団 「がんの統計'19」

主ながんの入院日数と入院治療費



※上記費用には差額ベッド代等は含まれません。また、上記の費用は、統計による主ながんの入院治療費総額を示したもので、公的医療保険制度における給付額や自己負担額を示したものではありません。
平成29年 厚生労働省「患者調査」、令和元年 厚生労働省「社会医療診療行為別統計」

そこで

コープの団体がん保険 7つの特長

1

**団体契約だから
保険料が15%OFF**

40歳～44歳の方なら月々1,320円でご加入できます。

2

**充実した抗がん剤治療保障！
(オプション)**

抗がん剤治療につき1か月10万円(60か月限度)、
最大600万円保障！

3

**「がん診断保険金」でまとまった
お金をお支払い**

用途は問いません。上皮内がんでも同額保障します。

4

**進行がん(悪性新生物)なら、上乗せ
してお支払いする特約(オプション)**

「悪性新生物診断保険金特約」で治療費等の負担による経済的
な不安を軽減できます。

5

**「がん通院保険金」の
保障が充実**

日帰り入院前後の通院も1日目から保障されます。
三大治療のための通院はお支払い日数が無制限。

6

「がん先進医療特約」は自動付帯

医療機関への直接払サービス(重粒子線治療と陽子線治療)が
ついています。

7

**「がん患者申出療養保険金」を
保障！**

患者申出療養で最新の治療を受けた場合にも備えられます。

- お申し込みいただいた方(ご加入者)以外に保険の保障を受けられる方(被保険者等)がいらっしゃる場合には、その方にも本パンフレットに記載された内容をお伝えください。
- 本パンフレットは、コープの団体がん保険「がん保険(1年契約用)」の概要をご説明したものです。また、お申し込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、必ずご一読ください。
- ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

暮らしに役立つ各種サービスをご用意しています。

さらに

1. まごころ健康ダイヤルサービス

通話料無料で以下の相談が受けられます。

- ①健康・介護相談…健康・介護に関する電話相談を24時間365日、専門スタッフが受け付けいたします。
- ②年金相談…公的な年金に関し、社会保険労務士が電話相談をお受けいたします。
- ③税務相談…税金に関し、税理士が電話相談をお受けいたします。
- ④法律相談…法律に関し、弁護士が電話相談をお受けいたします。

2. 自宅で受けられる「がん予防検査」の紹介サービス

がんの早期発見・発病予防のため、検体を郵送することで自宅に居ながら受けられるがん予防検査(大腸がん検査、子宮頸がん検査、胃がん検査、胃・ピロリ菌検査、前立腺がん検査)をご紹介します。特別料金でご利用いただけます。

コープの組合員とそのご家族の限定プラン

保障内容			基本プラン	ハーフプラン 50歳以上からご加入できます
診断	がん診断保険金	がんと診断確定されたとき（※1）	一時金として 100万円	一時金として 50万円
	がん入院保険金	がんで入院されたとき、入院1日目から何日でも保障	1日につき 10,000円	1日につき 5,000円
入通院	がん退院後療養保険金	がんで20日以上継続して入院し、退院されたとき	一時金として 10万円	一時金として 5万円
	がん通院保険金	通院1日目から保障。三大治療のための通院の場合には無制限に保障（※2）	1日につき 5,000円	1日につき 2,500円
治療	がん先進医療保険金	受けられた先進医療（※6）にかかわる技術料を実費で保障	1回の先進医療につき 2,000万円限度	
	がん先進医療一時金	がん先進医療保険金が支払われるとき	一時金として 5万円	
	がん患者申出療養保険金	受けられた患者申出療養（※3）にかかわる技術料を実費で保障	1回の患者申出療養につき 2,000万円限度	
	がん手術保険金	がんで手術を受けられたとき、手術の種類に応じて（※4）	1回につき 10・20・40万円	1回につき 5・10・20万円
	がん特定手術保険金	がんで胃全摘手術や片側肺全摘手術など、所定の手術（※6）を受けられたとき	1回につき 100万円	1回につき 50万円
	がん放射線治療保険金	がんで放射線治療を受けられたとき（60日間に1回）	1回につき 10万円	1回につき 5万円
費用	がん葬祭費用保険金	がんでお亡くなりになって、ご親族が葬祭費用を負担された場合に実費を保障	100万円限度	50万円限度

＋ オプション ＋

オプション① 抗がん剤治療補償特約 抗がん剤治療を開始した場合 最大 600万円 月額 10万円 （ハーフプランは5万円） がんで抗がん剤治療を実施した場合、実施した各月に（60か月限度） 【注】抗がん剤には所定のホルモン剤も含まれます。（※5）	オプション② 悪性新生物診断保険金特約 がん診断保険金にさらに上乗せ 悪性新生物診断保険金 一時金として 100万円 （ハーフプランは50万円） 【注】上皮内がん（初期のがん）はこの保険金の支払対象外です。	オプション③（女性のみのオプションです） 女性専用特約 女性特有のがんの手術費用をサポート がん女性特定手術保険金 1回につき 50万円 次の手術を受けられたとき ①乳房切除術（乳房温存手術含む） ②子宮全摘除術 ③両側卵巣全摘除術
--	---	---

<ご注意ください>

- ☐ 保障期間は1年ごとの自動更新で、特段のお申し出をされない限り満89歳まで自動継続されます。
- ☐ この保険は更新型で、5歳刻みで保険料が変更となります。更新日は毎年6月1日となります。
 (例) 加入時33歳の方は、2年後の更新日には35歳の保険料となります。
- ☐ 新規加入は満70歳までとなります。

- (注) がん：悪性新生物および上皮内新生物をいいます。詳細については「ご加入のしおり」をご参照ください。
- (※1) がんの診断確定は、原則として病理組織学的所見（生検を含みます。）によりなされることを要します。なお、がん診断保険金のお支払いは保障期間を通じて1回に限りです。また、継続契約の場合において、がん診断保険金をお支払いすることとなった最終の診断確定日からその日を含めて1年以内に新たにがんと診断確定されても保険金はお支払いできません。
- (※2) 所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療のための通院をした場合は日数無制限、それ以外のがんの治療のための入院前後に通院をした場合は入院60日前から退院後365日後まで保障します。
 ・三大治療のいずれかを行うために保険期間中に通院した場合、入院の有無および通院期間に関係なく、通院保険金をお支払いいたします。通院支払限度日数もありません。
- (※3) 詳細は厚生労働省HP (<https://www.mhlw.go.jp/moushideryouyou/>) か「重要事項のご説明」をご確認ください。
- (※4) 時期を同じくして2つ以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。
- (※5) 「抗がん剤」とは、厚生労働大臣の承認を受けている医薬品のうち、次の①・②のいずれかに該当する医薬品をいいます。
 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効果または効果が認められ、かつ、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、L01（抗悪性腫瘍薬）、L02（内分泌療法）、L03（免疫賦活薬）、L04（免疫抑制薬）またはV10（治療用放射性医薬品）に分類されるもの。
 ②キムリア
- (※6) 保障の詳細については「重要事項のご説明」内の「ご加入前におけるご確認事項 5. 保障の内容」をご確認ください。

国立がん研究センターによる各種情報のご紹介

共栄火災は、がんに関する正しい知識の普及・啓発を支援するため、国立がん研究センターとがん情報の普及に関する包括的連携協定を結んでいます。

●がんのことなら「がん情報サービス」

がんについて信頼できる最新の情報をわかりやすく紹介しているウェブサイトです。
 HPアドレス <https://ganjoho.jp/>



●がんリスクチェック

研究成果をもとに作成された、どのような生活習慣ががんや他の病気に繋がりがやすく、また病気に罹りにくいのか、生活習慣に潜むリスクをチェックするウェブサイトです。
 HPアドレス <https://epi.ncc.go.jp/riskcheck>



ご加入に際しては、めんどろな書類も、医師の診査も一切不要です！

お電話一本で
お申込みいただけます。

コープの団体がん保険案内デスク

0120-381-122



通話料無料
電話受付 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆を除きます）

後日お電話にてご案内させていただきます場合がございます。

コープの組合員とそのご家族の限定プラン

月額保険料表

この保険は更新型で、**5歳刻み**で保険料が変更になりますのでご了承ください。
新規加入は満70歳までとなります(満89歳まで自動継続)。(※) 71歳以降の方は新規加入できません。

基本保障

オプション決定

抗がん剤
抗がん剤治療保険金
悪性新生物
悪性新生物診断保険金
女性
がん女性特定手術保険金

オプション
なし

女性

悪性新生物

悪性新生物
女性

抗がん剤

抗がん剤
女性

抗がん剤
悪性新生物

抗がん剤
悪性新生物
女性

基本プラン

ハーフプラン
50歳以上からご加入できます

A1 B1 C1 D1 E1 F1 G1 H1

A2 B2 C2 D2 E2 F2 G2 H2

基本プラン

加入コース	A1	B1	C1	D1	E1	F1	G1	H1
被保険者年齢	月払保険料							
20～24歳	380円	400円	460円	480円	500円	520円	580円	600円
25～29歳	490円	520円	570円	600円	610円	640円	690円	720円
30～34歳	710円	800円	870円	960円	990円	1,080円	1,150円	1,240円
35～39歳	920円	1,030円	1,190円	1,300円	1,430円	1,540円	1,700円	1,810円
40～44歳	1,320円	1,520円	1,800円	2,000円	2,130円	2,330円	2,610円	2,810円
45～49歳	1,920円	2,180円	2,610円	2,870円	3,230円	3,490円	3,920円	4,180円
50～54歳	2,820円	3,070円	3,970円	4,220円	4,610円	4,860円	5,760円	6,010円
55～59歳	4,330円	4,580円	6,090円	6,340円	6,760円	7,010円	8,520円	8,770円
60～64歳	6,240円	6,510円	8,470円	8,740円	9,710円	9,980円	11,940円	12,210円
65～69歳	8,340円	8,600円	11,240円	11,500円	13,060円	13,320円	15,960円	16,220円
70～74歳(※)	10,650円	10,890円	14,430円	14,670円	16,540円	16,780円	20,320円	20,560円
75～79歳(※)	13,090円	13,330円	17,820円	18,060円	19,410円	19,650円	24,140円	24,380円
80～84歳(※)	16,170円	16,410円	22,070円	22,310円	22,490円	22,730円	28,390円	28,630円
85～89歳(※)	18,560円	18,800円	24,700円	24,940円	24,880円	25,120円	31,020円	31,260円

ハーフプラン

加入コース	A2	B2	C2	D2	E2	F2	G2	H2
被保険者年齢	月払保険料							
50～54歳	1,450円	1,700円	2,030円	2,280円	2,340円	2,590円	2,920円	3,170円
55～59歳	2,210円	2,460円	3,090円	3,340円	3,420円	3,670円	4,300円	4,550円
60～64歳	3,140円	3,410円	4,250円	4,520円	4,880円	5,150円	5,990円	6,260円
65～69歳	4,220円	4,480円	5,670円	5,930円	6,580円	6,840円	8,030円	8,290円
70～74歳(※)	5,340円	5,580円	7,230円	7,470円	8,290円	8,530円	10,180円	10,420円
75～79歳(※)	6,590円	6,830円	8,960円	9,200円	9,750円	9,990円	12,120円	12,360円
80～84歳(※)	8,130円	8,370円	11,080円	11,320円	11,290円	11,530円	14,240円	14,480円
85～89歳(※)	9,320円	9,560円	12,390円	12,630円	12,480円	12,720円	15,550円	15,790円

健康状態告知確認書 ～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1.告知の重要性について

□損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の保障を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務(告知義務)があります。

2.健康状態告知はありのまます告知ください

□ご加入にあたっては、「健康状態告知書」の質問事項(過去の傷病歴、現在の健康状態等)について、事実をありのままに正確に告知してください。
□ご加入時にお電話でご回答いただいた内容が告知となります。契約者、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。

3.正しく告知いただかなかった場合の取扱い

□「健康状態告知書」の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただきます。
□告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生しても保険金の支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によつては、保険金のお支払いができることがあります。

4.傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

□共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、「健康状態告知書」の質問事項のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

5.告知いただいた内容の弊社による確認について

□共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6.保険責任の開始期前の発病等の取扱い

□ご加入いただいた保険の保障が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。
(※)「健康状態告知書」の質問事項にご不明な点がございましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただいた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。
(※)ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。
(※)この健康状態告知確認書は、お電話によるお申込み後にお送りします「ご加入内容確認書」、「告知内容確認書」およびお申込み内容ご確認期日を経過した後に送付されます「加入者証」と一緒に大切に保管してください。

健康状態告知書の補足事項

〈全般的な事項〉

□「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいいます。
□「治療」とは、医師による治療をいい、投薬・注射・手術(※)・放射線治療・心理療法・食事療法などをいいます。
□「投薬」には以下のケースは含まれません。
・医師に処方されていない市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
・医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用
□「完治」とは、医師から病気が完全に治っていると診断されている状態をいいます。病気が完全に治っていると診断されているかについては、医師にご確認ください。
□過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。
(※)「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。

健康状態告知書の質問事項にご回答ください

がん保険（1年契約用） 健康状態告知書

〈健康状態告知書に関するご注意〉

- ◆健康状態告知書の質問はご契約をお引受けするかどうかを決める重要な事項です。
- ◆ご回答された内容が事実と異なっていた場合は、ご契約が解除されたり、保険金の支払いを受けられないことがありますので、ご注意ください。

質問事項 次の質問1・2とも「いいえ」の方に限り、ご加入いただけます。

お電話で確認させていただきますので「はい」「いいえ」でお答えください。

☆質問1 今までに、〈別表1〉の「がん等」と診断されたことがありますか。

☆質問2 次のいずれかに該当しますか。

- (1) 最近3か月以内に、〈別表2〉の症状や病気になるいはその疑いで、医師の診察、検査、治療、投薬（※1）のいずれかをうけたこと、またはうけるよう指導されたことがありますか。
- (2) 過去2年以内に、健康診断（※2）、人間ドック、がん検診を受診し、〈別表3〉の検査の結果、異常（要再検査、要精密検査、要治療など）を指摘されたことがありますか。
ただし、要観察、要経過観察などと指摘されただけの場合を除きます。
(注)以下のいずれかに該当する場合は、「いいえ」とお答えください。

- ①再検査や精密検査をうけた結果、異常がなく治療の必要が無いと診断された場合
- ②〈別表1〉の「がん等」やその疑いが否定された場合
- ③過去2年以内に、健康診断、人間ドック、がん検診をうけなかった場合

- (3) 過去5年以内に、〈別表4〉の病気で、医師の診察、検査、治療、投薬（※1）のいずれかをうけたこと、あるいはうけるよう指導されたことがありますか。

ただし、医師から完治したと診断された場合は、「いいえ」とお答えください。

（※1）投薬には、病院や診療所で薬の処方のみをうけた場合も含みます。

（※2）健康診断とは、健康維持および病気の早期発見のための診察、検査をいいます。（例えば、企業・学校が行う定期健康診断、採用時健康診断など）

〈別表1〉

がん等	がん（癌、悪性腫瘍、悪性新生物、肉腫、骨髄腫、MDS（骨髄異形成症候群、不応性貧血）、SCCなどを含む） 上皮内がん（上皮内癌、上皮内腫瘍、上皮内新生物、CIS、AIS、ポーエン病（ボウエン病）、高度異型上皮、高度異形成、CINⅢなどを含む） 胸腺腫、黒色腫（黒皮腫、メラノーマ）、中皮腫、白血病、悪性リンパ腫、GIST（ジスト・ギスト・消化管間質腫瘍）、カルチノイド（神経内分泌腫瘍、NET、NEC）、境界悪性腫瘍、HSIL（高度扁平上皮内病変）、ASC-US（意義不明な異型扁平上皮細胞）、ASC-H（HSILを除外できない異型扁平上皮細胞）、AGC（異型腺細胞）
-----	--

〈別表2〉

症 状	出血（便潜血・不正出血・咯血・吐血・下血・血尿）、貧血（鉄欠乏性貧血を除く）、黄疸、びらん、しこり
病 気	がん等（〈別表1〉と同じ）、ポリープ、結節、腫瘍、消化管（※）の潰瘍（かいよう）・狭窄（きょうさく） （※）口、咽頭、食道、胃、小腸（十二指腸、空腸、回腸）、大腸（盲腸、虫垂、結腸、直腸）、肛門

〈別表3〉

胸部レントゲン（X線）検査、上部消化管（食道、胃、小腸（十二指腸））・下部消化管（大腸（盲腸、結腸、直腸））レントゲン（X線）検査・内視鏡検査、腹部・乳房超音波検査、マンモグラフィ検査、便潜血検査、尿潜血検査、肝炎ウイルス検査（B型（HBs抗原）・C型（HCV抗体））、CT検査、MRI検査、PET検査、脳ドック、腫瘍（しゅよう）マーカー（CEA・AFP・CA19-9・PSAなど）、病理検査、細胞診、組織診
--

〈別表4〉

消化器の病気	バレット食道、食道静脈瘤、潰瘍（かいよう）性大腸炎、クローン病、肝硬変、肝線維症、慢性肝炎、非アルコール性脂肪肝炎（NASH）、門脈圧亢進症、慢性膵（すい）炎
呼吸器の病気	慢性閉塞性肺疾患（COPD）、肺気腫、慢性気管支炎、間質性肺炎、肺線維症、気管支拡張症、じん肺、けい（珪）肺、アスベスト（石綿）肺
腎臓の病気	慢性腎不全（透析を伴う場合）、尿毒症
その他の病気	脳腫瘍、白板症、紅板症、日光角化症（老人性角化腫）、多発性ポリープ（ポリポシス）、異型上皮（軽度・中等度）、異形成（軽度・中等度）、CINⅠ、CINⅡ、LSIL（軽度扁平上皮内病変）、子宮内膜異型増殖症、卵巣チョコレート（※）のう胞、糖尿病（インスリン治療、または合併症（※）を伴う場合） （※）合併症とは、糖尿病網膜症、糖尿病腎症、糖尿病神経障害をいいます。

コープの団体がん保険[がん保険(1年契約用)]の重要事項のご説明

- この書面では、コープの団体がん保険(がん保険(1年契約用))に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご加入前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。
 - ご加入者と被保険者が異なる場合には、ここに記載の事項を被保険者の方に必ずご説明ください。
- 契約概要** → 保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報 → ご加入に際してご加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意ください事項
- この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご加入のしおり」をご参照ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

ご加入前におけるご確認事項

本パンフレットをご覧ください。パンフレットに記載の電話番号にご連絡ください。

なお、お電話によるお申込み、およびこのパンフレットによるお申込みは、2024年8月末までとなります。

1. 契約形態について

この保険は、生活協同組合コープおきなを保険契約者とし、生協の組合員やそのご家族を被保険者とする団体契約です。

2. 商品のしくみ **契約概要**

この保険では、被保険者が保障期間中にがんと診断確定された場合に保険金をお支払いします。

※「がんの診断確定」とは、医師または歯科医師により病理組織学的所見(生検を含みます。)によってがんと診断されることをいいます。

3. ご加入者の範囲

この保険にお申し込みいただけるのは、生活協同組合コープおきなわの組合員または組合員と同一の世帯に属する方となります。

(注)「ご加入者」とはこの保険にお申し込みいただく方をいいます。

4. 被保険者の範囲 **契約概要**

被保険者には、次の①～③のいずれかをおひとりをご指定ください。

①組合員または組合員と同一の世帯に属する方

②上記①の配偶者、ご両親、お子さま

③上記①の同居の親族

(注1)「被保険者」とは、お電話で告知事項にお答えいただいた方でこの保険の保障を受けられる方をいいます。

(注2)「親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

5. 保障の内容 **契約概要** **注意喚起情報**

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払う場合は次のとおりです。詳しくは「ご加入のしおり」等でご確認ください。

がん診断保険金

被保険者が、保障期間中に次のいずれかの状態に該当した場合に、がん診断保険金額の全額をお支払いします。

①初めてがんと診断確定された場合

②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約までの連続した保障期間中にすでに診断確定されたがんを治療したことにより、がんが認められない状態となり、その後初めてがんが再発または転移したと診断確定された場合

③すでに診断確定されたがんが生じた後に、そのがんとは関係のない新たながんが生じたと診断確定された場合

※がん診断保険金のお支払いは、保障期間を通じ1回が限度となります。なお、継続契約の場合において、すでにがん診断保険金をお支払うこととなった最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えて新たにがんと診断確定された場合は、あらためてがん診断保険金をお支払いします。

がん入院保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所に入院された場合に、入院の日数に対して、入院1日につき、がん入院保険金日額をお支払いします。

がん手術保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で所定の手術を受けられた場合、手術の種類に応じて、がん入院保険金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。

※手術の種類によっては60日間に1回の制限があります。また、時期を同じくしてがん手術保険金の支払対象となる2つ以上の手術を受けられた場合、倍率の最も高い1つの手術に対してのみ保険金をお支払いします。

がん放射線治療保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で放射線治療を受けられたときは、がん入院保険金日額の10倍をお支払いします。

※お支払いには60日間に1回の制限があります。

がん退院後療養保険金

被保険者ががんと診断確定され、がん入院保険金の支払対象となる20日以上の継続した入院をされた後、生存して退院した場合、がん退院後療養保険金額の全額をお支払いします。

※がん退院後療養保険金の支払対象となる入院の退院日からその日を含めて30日以内に開始した入院に対しては、がん退院後療養保険金をお支払いできません。

がん通院保険金(がん通院保険金の補償拡大特約付帯※1)

次の①・②のいずれかに該当する通院【注】をされた場合に、通院の日数に対して、通院1日につき、がん通院保険金日額をお支払いします。

①所定の病院・診療所で保障期間中にがんの治療を目的とする次のいずれかに該当する通院をされた場合

- a. 所定の手術のための通院
- b. 放射線治療のための通院
- c. 抗がん剤治療のための通院

②保障期間中にがん入院保険金の支払われる入院(日帰り入院を含みます。)を開始した場合において、次のいずれにも該当する通院をされた場合。なお、1回の入院の原因となったがんの治療のための通院について、425日を限度とします。

a. 入院の原因となったがんの治療のための通院

b. 入院の開始日前日からその日を含めて60日以内(入院前通院期間)または退院日の翌日からその日を含めて365日以内(退院後通院期間)に行われた通院

【注】往診、訪問診療とオンライン診療を含みます。なお、オンライン診療は、月に複数回のオンライン受診をしたとしても通院保険金のお支払いは月ごとに1回(1日)のみとなります。

※1コープの団体がん保険では、がん通院保険金の補償拡大特約を自動付帯しています。

※2がん入院保険金と重複してはお支払いできません。また、退院後通院期間中に新たに入院(日帰り入院も含みます。)をされ、入院前通院期間と退院後通院期間に重複する期間があったとしても、保険金は重複してはお支払いできません。

がん特定手術保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で「がん特定手術」を受けられた場合、がん特定手術保険金額の全額をお支払いします。

※「がん特定手術」とは、胃全摘除術、肝臓全摘除術、食道全摘除術、片側腎全摘除術、膀胱全摘除術、人工肛門造設術、喉頭全摘除術(発声機能の喪失を伴うものに限ります。)、四肢切断術(手指・足指を除きます。))をいいます。

※時期を同じくして2つ以上のがん特定手術を受けられた場合、いずれか1つのがん特定手術についてのみ保険金をお支払いします。

がん葬祭費用保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんがもとで死亡された場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担されたときは、がん葬祭費用保険金額を限度として、負担された葬祭費用の額(実費)をお支払いします。

がん患者申出療養保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために日本国内で患者申出療養を受けられた場合、被保険者が負担された患者申出療養にかかわる技術料の額をお支払いします。ただし、1回の患者申出療養につき2,000万円を限度とします。

※次のア～オに掲げる費用等、患者申出療養にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

ア. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用。この費用には、自己負担分を含みます。

イ. 評価療養のための費用

ウ. 選定療養のための費用

エ. 食事療養のための費用

オ. 生活療養のための費用

※「患者申出療養」とは、公的医療保険制度のうち、厚生労働大臣が定める患者申出療養(注)をいいます。(参考: <https://www.mhlw.go.jp/moushideryouyou/>)

(注)療養を受けた日現在、患者申出療養ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は除きます。

がん先進医療保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために日本国内で先進医療による療養を受けられた場合、被保険者が負担された先進医療にかかわる技術料の額をお支払いします。ただし、1回の先進医療につき2,000万円を限度とします。

※次のア～オに掲げる費用等、先進医療にかかわる技術料以外の費用は含まれません。

ア. 公的医療保険制度に基づき給付の対象となる費用。この費用には自己負担分を含みます。

イ. 先進医療以外の評価療養のための費用

ウ. 選定療養のための費用

エ. 食事療養のための費用

オ. 生活療養のための費用

※「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(注)をいいます。

(注)療養を受けた日現在、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める病院または診療所において行われるものに限ります。また、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象となっている療養は除きます。

がん先進医療一時金

がん先進医療保険金をお支払いする場合、別途、がん先進医療一時金(5万円)をお支払いします。

抗がん剤治療保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために抗がん剤治療を開始した場合、抗がん剤による治療を行った日の属する月ごとに、ご契約の保険金額を保険金としてお支払いします(支払限度月数60か月)。

※抗がん剤治療をされた月の翌月1日から、抗がん剤治療をすることなくその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再び抗がん剤治療をされた場合は、新たに抗がん剤治療を開始したものとして取り扱います。

※「抗がん剤治療」とは、次の条件の全てを満たす入院または通院をいいます。

●診断確定されたがんの治療のための入院または通院であること

●公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院であること

※抗がん剤治療保険金が支払われる月に、さらに別の抗がん剤治療をされても、抗がん剤治療保険金は重複してはお支払いできません。

※この保険金における「抗がん剤」とは、診断確定されたがんの治療のため投薬または処方された所定の医薬品で、その時点において厚生労働大臣の承認を得ている等約款で定める要件を満たすものに限ります。このため、医薬品の種類によっては、お支払いの対象とならない場合があります。

確認事項1

確認事項2

確認事項2

がん女性特定手術保険金

被保険者ががんと診断確定され、保障期間中にその診断確定されたがんの治療のために所定の病院・診療所で「がん女性特定手術」を受けられた場合、がん女性特定手術保険金額の全額をお支払いします。

※「がん女性特定手術」とは、乳房切除術【注】、子宮全摘除術、両側卵巣全摘除術をいいます。

【注】乳房の皮膚を切開し、病変部を切除する手術をいいます。ただし、生検を除きます。

※時期を同じくして2つ以上のがん女性特定手術を受けられた場合、いずれか1つのがん女性特定手術についてのみ保険金をお支払いします。

悪性新生物診断保険金

被保険者が、保障期間中に次のいずれかの状態に該当した場合に、悪性新生物診断保険金額の全額をお支払いします。

①初めて悪性新生物と診断確定された場合

②継続契約の場合で、初年度契約から継続前契約までの連続した保障期間中にすでに診断確定された悪性新生物を治療したことにより、悪性新生物が認められない状態となり、その後初めて悪性新生物が再発または転移したと診断確定された場合

③すでに診断確定された悪性新生物が生じた後に、その悪性新生物とは関係のない新たな悪性新生物が生じたと診断確定された場合

※がんのうち上皮内新生物については、悪性新生物診断保険金のお支払いの対象となりません。

※悪性新生物診断保険金のお支払いは、保障期間を通じ1回が限度となります。なお、継続契約の場合において、すでに悪性新生物診断保険金をお支払いすることとなった最終の診断確定日からその日を含めて1年を超えて新たに悪性新生物と診断確定された場合は、あらためて悪性新生物診断保険金をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳しくは「ご加入のしおり」等でご確認ください。

●告知義務違反により解除された場合（解除の原因となる事実に基づいて生じたがんについてのみ）

●がんと診断確定されたときが、初年度契約の保障期間の開始より前である場合 など

※電話による加入の場合、保障開始日は申込日の属する月の4か月後の1日になります。



この期間中※に診断確定された「がん」については保険金をお支払いできません。

※正しく健康状態告知をされ、お申込みいただいた場合を前提に記載しています。

6. 保障の重複に関するご注意 注意喚起情報

次表の特約等のご加入にあたっては、保障内容が同様のご契約（この保険以外の保険にセットされる特約や共済火災以外の保険を含みます。）が他にある場合、保障が重複することがあります。保障が重複すると、特約等の対象となる事故について、どちらの保険からでも保障されますが、いずれか一方の保険からは保険金が支払われない場合があります。保障内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。（注）

（注）1 保険のみに特約をセットした場合、保険を解約したときなどは、特約等の保障がなくなることがあります。ご注意ください。
〈保障が重複する可能性のある主な特約（保障）〉

今回ご加入いただく保障	保障の重複が生じる他の保障の例
がん葬祭費用補償特約	医療保険（1年契約用） 葬祭費用補償特約

7. 保険金額の設定および引受条件等 契約概要

(1) 保険金額の設定にあたっては、次のa. ～c. にご注意ください。

a. お客さまが実際にご加入する保険金額については、本パンフレットの保障内容でご確認ください。

b. 加入限度は、1被保険者につき1加入となります。

c. 保険金額・日額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

(2) 引受条件は次のとおりです。

新規加入：保障開始日時時点で被保険者の年齢が満20歳以上70歳以下の場合にご加入いただけます。

継続加入：保障開始日時時点で被保険者の年齢が満89歳まで自動的に継続されます。（保障開始日時時点で満90歳を迎えた場合は継続加入できません。）

※共済火災の今後の保険金のお支払い状況等によって、加入できる上限年齢を引上げまたは引下げさせていただく場合があります。

(3) 他の保険契約がある場合において
団体ががん保険と「他の保険契約」の入院保険金日額の合計金額が以下の表の金額を超える場合、この団体ががん保険に加入できません。

〈入院保険金日額〉	被保険者満年齢※1	
	満64歳以下	満65歳以上
がん入院保険金※2	30,000円	10,000円
がん入院保険金+疾病入院保険金※3	90,000円	30,000円

※1 保障開始日時時点の満年齢によります。

※2 共済火災分の合計金額

※3 共済火災+他社契約分の合計金額

8. 保障の開始・終了時期および保障期間 契約概要 注意喚起情報

●申込日の属する月の4か月後の1日が保障開始日となり、保障開始日の午前0時より保険責任が開始します。

●保障の終了は、保障開始後の最初に到来する6月1日の午後4時までとなります。また、特段のお申し出をされない限り、毎年1年間自動的に継続されます。（継続後の保障期間は、6月1日の午後4時から翌年の6月1日の午後4時までとなります。）

9. 保険料決定の仕組み 契約概要

保険料はご加入されるコース（保険金額）、保障開始日年齢（保障開始日における満年齢）により決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料は本パンフレットでご確認ください。また、継続後の保険料は、被保険者の保障開始日年齢により5歳刻みで変わります。

10. 保険料の払込方法 契約概要 注意喚起情報

●保険料の払込方法は「月払い」となります。

●保険料は保障開始した月より、組合員（ご加入者）の指定口座から毎月13日（金融機関休業日の場合は翌営業日となります）に引き落とされます。

11. 保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

●新規加入時の第1回目の保険料が引き落としできなかった場合は、その翌月に第1回目と第2回目の2か月分の保険料を引き落とします。このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、加入のお申し込みが不成立となり保険責任は開始しません。

●継続加入後の第1回目の保険料の引き落としができなかった場合で、その翌月に2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、継続日（この保険制度の統一満期日）の午後4時にさかのぼって保険責任を終了し、その時以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金はお支払いしませんのでご注意ください。

●第2回目以降の保険料の引き落としができなかった場合は、その翌月に2か月分の保険料を引き落とします。このとき2か月分の保険料が引き落としできなかった場合は、最初の引落不能月の1日午後4時にさかのぼって保険責任を終了し、そのとき以降に発生した保険金支払事由に対しては、保険金をお支払いしませんのでご注意ください。

12. 満期返れい金・契約者配当金 契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

ご加入時におけるご確認事項

1. 告知義務（回答の注意事項） 注意喚起情報

●告知義務とは、ご加入時に告知事項について事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として共済火災が告知を求めたものです。回答内容が事実と違っている場合、または事実を回答しなかった場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。告知事項の回答内容に誤りがないよう十分ご注意ください。

■告知事項

○被保険者の生年月日・満年齢・性別

○「健康状態告知書」の質問事項

○他の保険契約

（注）「他の保険契約」とは、医療保険・がん保険・疾病入院特約・がん入院特約などのがんを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

■健康状態告知について

●新規でご加入いただく方、または継続してご加入される場合に保障内容を拡大される方は「健康状態告知書」の質問事項についてご回答をいただきます。こちらからお電話で「健康状態告知書」の質問事項について確認する際、現在の健康状態、過去の傷病歴など、おたずねする事項について正しくお答えください。

●「健康状態告知書」の質問事項の回答としてお答えいただく内容は、公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご回答が「はい」となる場合には、ご加入をお断りさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

2. お申し込みの撤回

コープの団体ががん保険につきましても、申込日の属する月の翌月15日まで加入のお申し込みの撤回が可能です。

3. 保険金受取人

保険金受取人は、原則として被保険者本人となります。

4. 「現在ご加入の契約の解約を前提とした新たなご契約」をご検討の場合のご注意 注意喚起情報

現在ご加入の契約を解約し、新たな契約にご加入する場合につきましても、通常の新規加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために解除となることがあります。

※組合員番号の変更のため、やむを得ず保険を解約し、新たにご加入される場合は、解約日（保障終了日）と新たな契約の保障開始日が同日であり、かつ保障内容に変更がない場合（保障内容を縮小される場合を含みます。）、告知は不要となります。

新たにご加入いただく契約の保険責任の開始より前に診断確定されたがんについては、新たなご契約では保険金をお支払いできません。また、現在ご加入の契約の解約日以降は、解約日より前に診断確定されたがんであっても、現在ご加入の契約では保険金をお支払いできません。

ご加入後におけるご確認事項

1. ご注意いただく事項

ご加入後、以下の変更が生じる場合は、取扱代理店または共済火災営業店にご連絡ください。

○組合員（ご加入者）の住所や氏名が変更となる場合

○その他、ご加入の際に確認した内容に変更が生じる場合

■「悪性新生物診断保険金特約」「抗がん剤治療補償特約」でご注意いただく事項

これらの特約を最初に付帯した契約で、次に該当する場合、その特約は無効となり、すでに払い込まれたその特約にかかる保険料の全額をお返しします。

①「悪性新生物診断保険金特約」を付帯した契約

悪性新生物と診断確定された時が、この特約の支払責任の開始前であるとき

②「抗がん剤治療補償特約」を付帯した契約

がんと診断確定された時が、この特約の支払責任の開始前であるとき

2. 解約の手続き 契約概要 注意喚起情報

ご加入の契約を解約される場合は、取扱代理店または共済火災営業店にご連絡ください。

■解約される場合の書類のご提出締切日

①ご提出締切日：毎月10日

②保障終了日：ご提出締切日の翌月1日

③最終保険料の口座振替日：保障終了日の前月13日
(金融機関休業日の場合は翌営業日)

■ご注意ください事項

- 始期日から解約時までの期間に応じて払いただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。
- この保険は、生協の組合員とその家族のための保険です。組合員(ご加入者)が生協脱退等により組合員資格を喪失したときは、ご契約の解約の手続きが必要となります。

3. 被保険者からの解約 **注意喚起情報**

被保険者をご加入者以外の方で、一定の条件に該当するときは、被保険者は保険の解約を求めることができます。被保険者から解約の請求があった場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

4. 保障内容や保険料の変更

保障内容や保険料につきましては、この保険制度の被保険者数、保険金のお支払い状況等によってはご契約継続時にこれらが変更となることがありますので、あらかじめご承知おきください。なお、実際に保障内容や保険料が変更となるときは、事前にご案内します。

その他ご留意いただきたいこと

1. 生命保険料控除について

その年にお支払いいただいた保険料のうち所定の額が、生命保険料控除(介護医療保険料控除)としてその年の所得金額から控除されます(2024年1月現在)。

2. 保険会社破綻時等の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、共栄火災も加入しています。この保険契約は「損害保険契約者保護機構」の対象となり、引受保険会社が破綻した場合でも保険金、返れい金等は原則として90%まで保障されます。

3. 個人情報の取扱い **注意喚起情報**

この保険契約に関する個人情報は、共栄火災がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、共栄火災およびそのグループ会社が、この保険契約以外の商品・各種サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先企業の商品・各種サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

●契約等の情報交換について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

●再保険について

共栄火災は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求のために、再保険引受会社にご提供することがあります。

詳しくは共栄火災海上保険株式会社のホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。

4. 重大事由による解除

次の事由に該当する場合には、保険を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険金を支払わせることを目的としてがんを生じさせ、または生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に共栄火災の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと

5. ご加入の継続について

この保険制度の健全な運営のために、保険金請求状況や年齢などによっては、この制度への継続加入をお断りさせていただくことや保障内容を変更させていただくことがあります。その場合は事前にご連絡します。

6. 保険金をお支払いすべき事由が発生した場合

保険金をお支払いすべき事由が発生した場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご連絡ください。なお、保険金の請求を行う場合は、保険金請求書に加え、普通保険約款・特約に定める書類のほか、必要な書類等をご提出いただくことがあります。

7. 保険契約の無効・取消し

ご加入者が、保険金を不法に取得させる目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的を持って保険に加入した場合は、保険は無効になります。この場合、保険料は返還しません。

ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって加入した場合は、保険の取消しをさせていただきます。この場合、保険料は返還しません。

8. 団体契約のご説明

コープの団体がん保険は、生活協同組合コープおきなわが保険契約者となる団体契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は生活協同組合コープおきなわが有します。また、保険会社との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、保障金額や保険料の水準を決定・変更する権利など)も生活協同組合コープおきなわが有します。

ご案内しておりますコープの団体がん保険は、お電話によるご加入となりますので、保険のご案内からご加入のお手続きまでを録音させていただいております。そのため加入申込書のご提出の必要がありません。また、お電話での手続きに關しまして、再度、ご加入内容や告知内容のご確認のために「ご加入内容確認書」、「告知内容確認書」および「ご加入のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容をご確認ください。万一、お申し込みを取り消しされる場合、お申込み内容ご確認期日までに「加入のお申し込みの撤回」を申し入れいただくことでご契約の取消しを行なうことが可能です。確認期日につきましては、「ご加入内容確認書」でご確認ください。なお、ご契約の取消しをお申し出いただき、受付が完了した場合に「お申込み取消手続き完了報告書」をお送りいたします。

ご加入内容の確認事項

本確認事項は、ご加入いただく保険がお客さまのご希望を満たした内容となっていることを確認させていただくためのものです。お手数ですが、本パンフレットの「重要事項のご説明」等を参照しながら、以下の事項について再度ご確認いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

<ご確認いただきたい事項>

1. この保険はお客さまのご意向を推定(把握)のうえご案内しています。ご加入内容が以下の点でお客さまのご意向に合致しているか、よくご確認ください。
 - ☐保障の種類(保険の種類・保障する事故の範囲)
 - ☐ご加入コース(保険金額、月額保険料)
お申込されたコースの保障内容・月額保険料をご確認ください。
 - ☐被保険者の範囲
※「重要事項のご説明」の **確認事項1** に記載の内容をご確認ください。
 - ☐保障の内容(保険金の種類、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合など)
※「重要事項のご説明」の **確認事項2,3** に記載の内容をご確認ください。
 - ☐保障の開始・終了時期および保障期間
※「重要事項のご説明」の **確認事項4** に記載の内容をご確認ください。
2. 健康状態の告知内容に誤りがないかご確認ください。
「健康状態告知書」のお答えが、質問事項に該当していないことをご確認ください。
3. 被保険者の「氏名」「満年齢」「性別」等に誤りがないかご確認ください。
4. 「重要事項のご説明」に記載された内容にご不明な点がないかご確認ください。
5. 最終的にご選択いただいたご加入内容がお客さまの当初のご意向に沿った内容になっているか、よくご確認ください。

保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、取扱代理店または共栄火災営業店までご連絡ください。

保険金の支払事由に該当したときは、共栄火災にご連絡ください。
共栄火災医療サービス室 0120-528-807(通話料無料)
受付時間：平日 午前9:00～午後5:00(土日・祝日・年末年始を除く)

<指定紛争解決機関> **注意喚起情報**

共栄火災は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。共栄火災との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**
0570-022-808(ナビダイヤル・通話料有料)

受付時間：平日 午前9:15～午後5:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<https://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。

ご加入に際しては、めんどろな書類も、医師の診査も一切不要です！

お電話一本で
お申込みいただけます。

コープの団体がん保険案内デスク



0120-381-122

通話料無料
電話受付 9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始・ゴールデンウィーク・お盆を除きます)

後日お電話にてご案内させていただきます場合がございます。

取扱代理店

あっぱる保険センター

〒900-0006 那覇市おもろまち3丁目3番1号 あっぱるタウン3階
TEL 0120-745-260

引受保険会社

共栄火災海上保険株式会社

南九州支店 沖縄支社

〒900-0025 那覇市壺川2-9-1(JA会館3階)